

都道府県知事殿

水産庁長官

海区漁場計画の作成等について

令和5年9月から予定されている漁業権の次期一斉切替えに当たり、都道府県が行う事務に関し、留意すべき点を別添のとおり取りまとめたので通知します。

この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言です。

（別添）

（抜粋）

第2海区漁場計画の作成

1. 海区漁場計画

（1）要件

都道府県知事は、その管轄に属する海面について5年ごとに海区漁場計画を、その管轄する内水面について5年ごとに内水面漁場計画を定めるものとされている（法第62条第1項及び第67条第1項）。

海区漁場計画（内水面については、内水面漁場計画。以下同じ。）は、それぞれの漁業権が海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定され、また、活用漁業権があるときは、類似漁業権が設定されていることを要件とする（法第63条第1項第1号及び第2号並びに法第67条第2項）。

（2）（3）略

2. 利害関係人の意見聴取

（1）手続

新たに利害関係人の意見聴取の手続を行うこととしているので（法第64条第1項から第3項まで）、必ず行うよう注意する必要がある。

利害関係人の意見聴取に当たっては、庁舎の掲示板や公報にこだわらず都道府県ホームページへの掲載など利害関係人による閲覧が容易な方法を活用することが適当である。また、この際には、海区漁場計画の案として想定している内容を、その時点で可能な限り具体的に示すことが望ましい。

また、検討の結果の公表に当たっては、提出された意見及びそれに対する都道府県の回答又は考え方を併記されたい。加えて、公表の際は、事業計画や環境調査結果な

ど、どのような根拠に基づき判断したのか等、検討プロセスを明らかにすることが適当である。

このほか、この手続については、行政手続法（平成5年法律第88号）の意見公募手続の方法を参考として実施されたい。

（2）意見の検討

利害関係人として意見を述べようとする際は、当該事案について利害関係であることを疎明されていることが必要である（漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号）第22条）。

提出された意見については、利害関係であるとする疎明内容を踏まえ、利害関係人に当たるかを確認した上で、その意見が法第63条第1項の要件に該当するものか否か、新規の漁業権については同条第2項の海面全体の最大限の活用につながるものか否かにより検討されたい。

この利害関係の有無の判断に際して確認すべき点については、免許手順等通知別紙1で整理しているので、参考にされたい。

（3）留意事項

上記のほかにも、手続のポイントや留意事項等（調整が難航する場合の対応等）を免許手順等通知により整理している。

事前段階における希望者による相談への対応も含め、客観性・公平性・透明性に留意しつつ、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないようにしながら、誠実に、かつ、責任をもって対応されるよう配慮いただきたい。